

新規農業雇用者教育研修補助金のご案内

「新規農業雇用者 教育研修補助」は、農業法人等が新たに就業希望者を雇用し、農業技術や経営ノウハウ等の習得に要する教育研修の一部を支援する制度です。

農業法人等が新規就業者の栽培技術等の習得等をしっかりを行うことで、将来の独立自営就農者の確保や法人における中核的な農業人材の育成を支援する制度です。

■ 補助金の対象と交付額

新たに雇用した就業者を指導する教育研修費

助成額の上限 月額 95,000 円

助成期間 3 ヶ月以内

ただし、予算の枠を超えた申請があった場合は、減額等を行う場合があります

■ 補助の対象となる主な要件

次のすべての要件を満たすことが条件となります

(1) 農業法人等の主な要件

- ① 農業経験が原則 5 年以上ある役員又は従業員を研修責任者として置くこと
- ② 教育研修にあたる指導者は、専門研修の受講などにより、人材育成の知識・技能の習得に努めること（原則、研修を受講してください）
- ③ 就業者に対して労災保険、雇用保険に加入させること

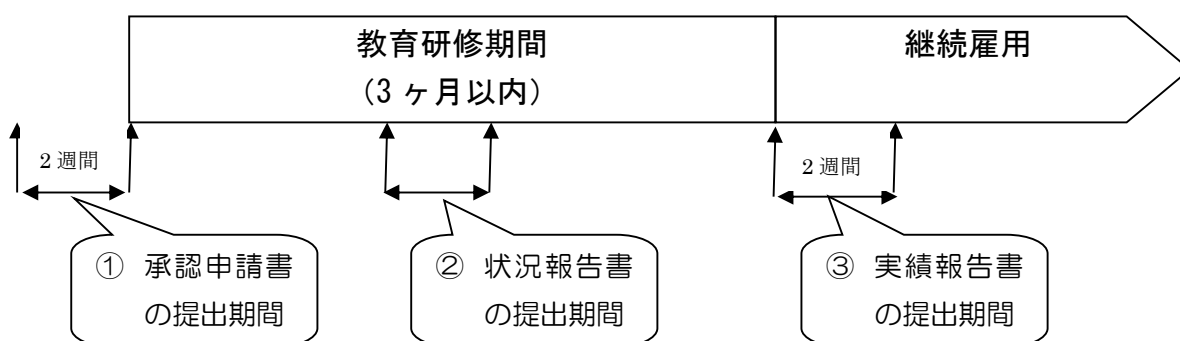
(2) 就業者の主な要件

- ① 当該農業法人等が新たに雇用する者であること
- ② 主に農畜産物の生産に従事する者であること
- ③ 就農に強い意欲を有する原則 45 歳未満の者であること

○ 手続き方法

- ① 教育研修開始の前日までに、承認申請書（実施計画書等）を提出してください。
- ② 教育研修期間中（概ね 1 ヶ月半経過頃）、状況報告書を提出してください。
- ③ 教育研修終了後から 2 週間以内に、実績報告書（補助金請求書等）を提出してください。

書類の提出先は申請者の管内にある県の各農業振興事務所になります。



※ 本事業は、新規農業雇用者教育研修事業実施要領、同交付要領に基づき実施します。